

家庭
の
便利帳

暮らしを守る
家庭の法律



はじめに

身のまわりに何のトラブルもなく、平穏無事な毎日を送ることができれば、私たち一般市民にとって、裁判も弁護士も無縁なものです。しかし、長い人生、こちらにその気がなくても、何らかのトラブルに巻き込まれることは少なくありません。

たとえば、

- ・境界線や、騒音といった隣近所とのトラブル
- ・セクハラ・パワハラ等、職場の上司とのトラブル
- ・離婚や相続といった家族にまつわるトラブル
- ・アパートの大家さんとのトラブル
- ・身に覚えのない、電車での痴漢容疑・・・・・・・・

いつ何時、自分が、そして大切な自分の家族が、こうしたトラブルに巻き込まれるかわかりません。そこで、自分の正当な権利を、そして家族との平和な生活を、他人の理不尽極まる不法な行為から守ることができるのは、ほかでもないあなた自身なのです。

黙っていても誰も助けてくれません。あなたが正義をしてこれらと戦うには、日頃から社会の動きに着目し、司法に関心を持ち、最低限でも法的思考をすることが不可欠といえるでしょう。

このテキストは、身近な話題を取り上げながら、日常生活や職場生活に密着した身近な法律知識と、さまざまな犯罪やトラブルから、自分の家族の身を守る知恵として、身につけたい法律知識を学ぶことを目的として構成しました。

「法は、権利の上に眠る者を保護しない」

みなさんがこの学習を通して、少なからず法律に関心を持ち、法を味方に正しく権利の行使をしていただくよう、期待してやみません。

目次

はじめに	3
------------	---

第Ⅰ部 知らないと損をする生活を取り巻く法律のこと

1. 結婚（婚姻）とはどういうことか	6
2. 離婚をめぐる問題のあれこれ	10
3. いざというときあわてない相続の基礎知識	14
4. 土地や建物をめぐる近隣とのトラブル	18
5. 事故と損害賠償——立証責任はどちらにあるか？	22
6. 消費者として知っておきたいPL法	26
7. 差別やセクハラ被害をなくす男女雇用機会均等法	31
8. 労災保険法——自殺・過労死が労災認定される	35
9. これだけは押さえておきたい税金の話	39
10. 社会保障に関する法律——自分の老後はどうなる？	42
◆研究課題Ⅰ	46

第Ⅱ部 トラブルの当事者にならないための法律知識

1. 進化するネット犯罪は取り締まれるのか	48
2. 次々と登場する新手の詐欺——だまされる人は必ずいるという事実	51
3. DV防止法——我慢しているだけでは解決にならない	54
4. ストーカー規制法——身の危険を感じたら	58
5. 個人情報保護法とはどのような法律か	62
6. 金銭の貸借（消費貸借）——もし連帯保証を頼まれたら	66
7. 違法な取立てとはどのようなものか	69
8. 破産制度——こんなときは自己破産／民事再生という方法	72
9. 知っておきたい刑法の話	76
10. 裁判員制度のしくみと実際	80
11. 弁護士の選び方・頼み方	84
◆研究課題Ⅱ	87

I

**知らないと損をする
生活を取り巻く法律のこと**



1

結婚（婚姻）とはどういうことか

◆ 結婚（婚姻）の定義

結婚 婚姻 「結婚」は、婚姻とも呼ばれ、男女が夫婦になることをいいます。私たちが日常会話で使うとき、たいていは「成人した一人の男性と一人の女性が、夫婦になること」という意味で用いていることが多いはずです。

一夫一婦制 このような結婚形態のことを「一夫一婦制」といいます。しかし、世界を見渡せば、イスラム社会のように、一人の男性が複数の女性と婚姻関係を結ぶことが認められる「一夫多妻制」、あるいは同性同士の結婚を認める「同性婚」など、さまざまな形態が見られるのです。

日本では、当然ながら「一夫一婦制」の婚姻しか認められていません。ここでは、一夫一婦制の婚姻制度とはどのようなものかを見ていくことにしましょう。

◆ 日本の婚姻制度は法律婚主義

いざ結婚をしようとしても、男女の間にただ「結婚しよう」という意思があるだけでは、結婚は成立しません。日本では、正式に婚姻を成立させるためには、法律上の手続きが必要なのです。これを**法律婚主義**と呼んでいます。

実質的な要件 法律で決められている婚姻の「**実質的な要件**」は、

- ① 当事者に婚姻の合意があること
 - ② 当事者が婚姻適齢にあること
 - ③ 当事者間に一定の人的関係がないこと
- などが必要とされています。

形式的要件 形式要件 形式要件 形式要件

また、婚姻の成立には「**形式的要件**」も満たさなければなりません。これは、戸籍法にもとづく「**届出**」によってなされます。民法739条では「婚姻は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」とされています。

◆ 婚姻成立の実質的要件

婚姻が成立するための実質的要件をもう少し詳しく見てみましょう。
婚姻について定めている民法では、次のように規定しています。

実質的要件
民法

- ① 婚姻適齢…男は18歳に、女は16歳にならなければ、婚姻を
(731条) することができない
- ② 重婚の禁止…配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることはでき
(732条) ない
- ③ 再婚禁止期間…女性は、原則として前の婚姻の解消または取消しの
(733条) 日から6ヵ月を経過した後でなければ、再婚を
することができない
- ④ 近親者間の婚姻の禁止…直系血族または3親等内の傍系血族の間で
(734条) は、婚姻をすることはできない
- ⑤ 直系姻族間の婚姻の禁止…直系姻族間の婚姻はできない
(735条)

なお、婚姻適齢を満たしていても、未成年の子が婚姻をするときは、
原則として、父母の同意を得なければならないとされています。

父母の同意

◆ 結婚が認められない事例

次のような結婚は、認められません。

- 一方に婚姻の意思がないのに、他方がストーカー的に思いつめた
結果、勝手に婚姻の届出をしてしまった
→当事者に婚姻の意思が認められないため、婚姻は成立しない
- 高校1、2年生同士の男女に婚姻の合意がある
→婚姻適齢に達していないため、婚姻は成立しない
- 「血のつながった兄妹」「祖父と孫」「おじと姪」などの間柄の結婚
→近親者間の婚姻に当たるため、婚姻は成立しない
- 夫と離婚した妻が、離婚後、夫の父親に当たる男性と結婚するこ
とにした
→直系姻族間の婚姻に当たるため、婚姻は成立しない